

令和 5 年 3 月 27 日  
J Aバンク新潟県信連

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の取扱期間延長および保証料助成の拡充について

J Aバンク新潟は、新型コロナウイルス感染症により農業経営に大きな影響を受けられた農業者に対し、必要な資金を円滑に融通することにより、農業経営の安定化を支援することを目的として、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の取扱いを行っております。

このたび、本資金の取扱期間を令和 6 年 3 月 29 日まで延長するとともに保証料助成の拡充を行いますので、お知らせいたします。

本資金は、J Aグループ新潟および農林中央金庫が利子補給することにより、融資後 5 年間は無利子となります。

1. 「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」と利子補給の概要（下線部分を変更）

(1) 資金の概要

項 目	内 容
取 扱 窓 口	県内 J A
融 資 対 象 者	新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に被害を受けられた農業者
資 金 使 途	①新型コロナウイルス感染症により生産および販売数量の減少、販売単価の下落等が生じた農畜産物等の損失補填 ②新型コロナウイルス感染症により生じた費用で J A の組合長または理事長が農業経営維持において特に必要と認めた資金
融 資 限 度 額	2,000 万円（J A が算定した損失額等の範囲内）
融 資 金 利	年 1.40%（固定金利） ※ 融資後 5 年間は、J Aグループ新潟および農林中央金庫の利子補給により無利子となります。
融 資 期 間	10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
担 保 ・ 保 証	原則として、新潟県農業信用基金協会の保証 ※別途保証料が必要となります。なお、一括前取方式による支払いの場合、融資後 5 年間は農林中央金庫が実施する保証料助成の対象となります。 <u>（ただし、令和 5 年 4 月以降のご融資では、農林中央金庫が実施する保証料の助成期間が最大 10 年間に延長されます。）</u>
取 扱 期 間	令和 2 年 4 月 1 日（水）～ <u>令和 6 年 3 月 29 日（金）</u>

(2) 利子補給の実施について

- ① 利子補給率 年 1.40% (融資後 5 年間)
- ② 利子補給機関 県内 J A、J Aバンク新潟県信連、J A全農にいがた、  
J A共済連新潟、J A新潟厚生連、農林中央金庫
- ③ 取扱限度額 5 億円 (※)  
(※) 令和 5 年 3 月 7 日現在の受付額は 271 百万円となっております。

2. 本資金にかかるご相談窓口について

県内各 J Aまたは J Aバンク新潟県信連農業部までご相談ください。

以上

<本件に関するお問合せ先>  
J Aバンク新潟県信連 農業部  
担当：山本、本間 TEL：025 - 211 - 2157

